

Q17

排水設備に関する工事や作業は、なぜ指定された工事店にお願いする必要があるの？

A17

排水設備の設置工事などには専門的な知識や技術が必要だからです。

家庭や工場から排水された下水が適切に流れないと、安全で快適な生活環境に悪影響を及ぼしかねません。排水設備と公共下水道が一体となって機能を発揮するためには技術的な基準に従って、適切に排水設備を設置していただく必要があります。

技術的な水準を保つため、東京都の下水道条例では以下の3つの仕組みを設けています。

指定事業者制度	排水設備の新設や改築などの工事は、下水道局長の指定を受けた「指定排水設備工事事業者」でなければ行ってはならないという制度です。指定事業者には選任の責任技術者が置かれています。	
責任技術者制度	排水設備工事には専門の知識と技術が必要なため、資格認定試験に合格し、登録を受けた「排水設備工事責任技術者」でなければ、工事に関する技術上の管理を行ってはならないという制度です。	
計画届出制度	排水設備工事の計画が技術的な基準に照らして適切か、事前にチェックする制度です。工事を行う7日前までに下水道局へ工事の計画を届け出る必要があります。	

地域全体で下水の処理機能を十分に発揮させるため、これら3つの制度へのご理解とご協力をお願いいたします。